

健康保険証として マイナンバーカード をご利用いただけます



※施術所のオンライン資格確認では、加入している保険資格の情報のみを取り扱っています。

令和6年12月2日から
現行の健康保険証は発行されなくなります

- ※ 令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です
- ※ 令和6年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付されます

